

第七次川越市男女共同参画基本計画

— ジェンダー平等推進プラン —

令和8（2026）年度 ～ 令和12（2030）年度

計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の位置付け

- ◎ 本計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」等を勘案して策定するものです。
- ◎ 主要課題5、主要課題6及び主要課題7を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- ◎ 主要課題11及び主要課題12を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- ◎ 主要課題12を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

計画の理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、「川越市男女共同参画条例」第3条を踏まえ、6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① すべての人の人権の尊重 | ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| ② 社会における制度又は慣行についての配慮 | ⑤ 性と生殖に関する健康への配慮 |
| ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 | ⑥ 国際的協調 |

計画の将来像

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

計画の基本目標

- I 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり
- II 誰もが活躍できる環境づくり
- III すべての人が安心して暮らせるまちづくり

基本目標Ⅰ 男女共同参画(ジェンダー平等)を推進するための意識づくり

性別にかかわらず誰もが対等に社会のあらゆる分野へ参画し意思決定や活動に主体的に関わる男女共同参画(ジェンダー平等)社会の実現を目指し、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消や、性の多様性の理解を深めるため、イベントや広報、学校教育などを通し、意識啓発を推進していきます。

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

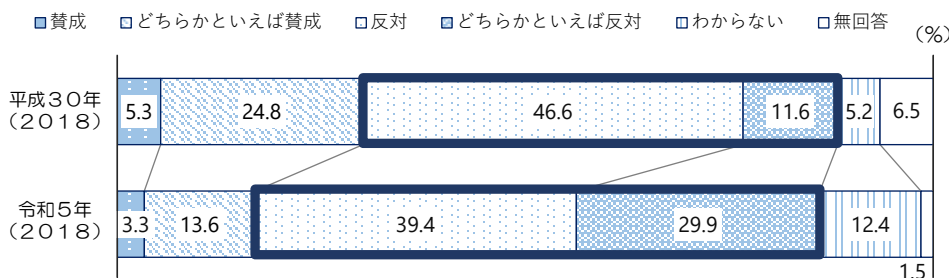
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

主要課題3 多様な性のあり方への理解の促進と支援 《重点》

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 性的マイノリティへの支援

固定的性別役割分担意識について



「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人を合わせた『否定する人』が69.3%でした。前回調査の58.2%より11.1ポイント増加しており、意識啓発による一定の効果が見られます。

資料：令和5年度川越市男女共同参画に関する意識調査より

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり

多様な視点を取り入れた社会づくり実現のため、地域における多様な人材の参画推進や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進、就労支援やハラスメント対策など、一人ひとりが希望する働き方で活躍できる環境の整備を推進します。

主要課題4 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動への男女の参画促進

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 《重点》

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

主要課題6 仕事と生活の両立支援 《重点》

- (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

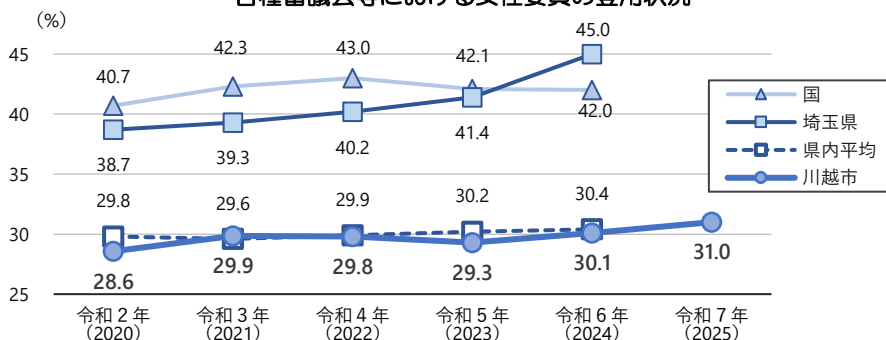
主要課題7 女性の活躍推進 《重点》

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

各種審議会等における女性委員の登用状況

川越市の審議会等(法律又は条例設置の附属機関)における女性委員の割合は、令和7年4月現在、31.0%です。

県内市町村の平均値をやや下回っており、さらに国や県の状況と比較すると10ポイント以上の乖離があります。



資料：男女共同参画課調べ(川越市)および「令和6年度市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果」より作成(国、埼玉県、県内平均)

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせるまちづくり

非常時に備え、平常時から性別によるニーズ等に配慮した男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。また、高齢者・障害者・ひとり親・外国籍市民など、多様な社会的特性を持つ人々の不安を解消し、安心して暮らせるよう取組を進めます。

さらに、男女の身体的性差やライフステージによる健康上の違いに関する正しい知識の普及啓発や支援を行い、人生100年時代の活躍を見据えた健康への取組を推進します。

主要課題8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 《重点》

- (1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

主要課題9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

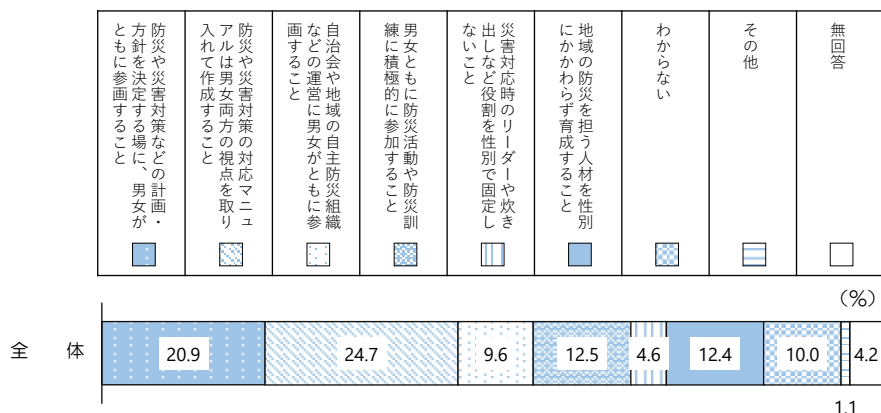
- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 外国籍市民への支援

主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援

- (1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実 (2) 生涯を通じた健康支援の充実
(3) 生命と健康を守る教育・啓発

防災分野における男女共同参画推進のために必要なこと

防災分野における男女共同参画推進のために必要なこととして、「防災や災害対策の対応マニュアルは男女両方の視点を取り入れて作成すること」(24.7%)や「防災や災害対策などの計画・方針を決定する場に、男女がともに参画すること」(20.9%)が上位となっています。



資料：令和5年度川越市男女共同参画に関する意識調査より

男女共同参画社会形成を阻害するDV、性犯罪・性暴力などの暴力の被害者の安全確保と支援体制の充実とともに、暴力防止の啓発に取り組みます。また、生活困窮や家族関係破綻等の問題と複合して、複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性への支援に取り組みます。

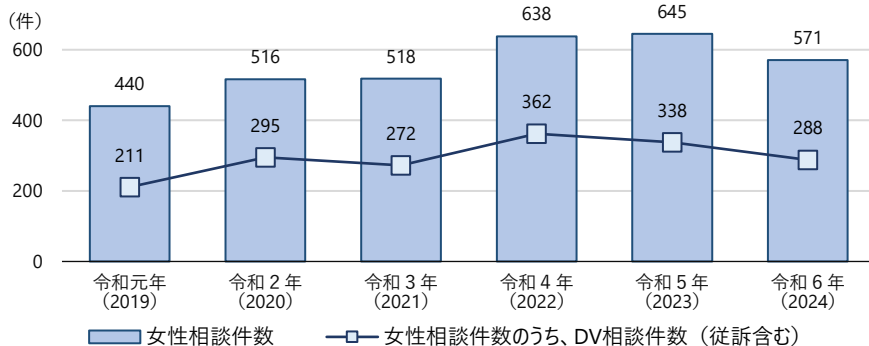
主要課題11 困難な問題を抱える女性への支援 《新規》《重点》

- (1) 相談窓口の充実 (2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

主要課題12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実 《重点》

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの充実 (2) DV被害者の安全確保 (3) 暴力防止の啓発

女性相談/DV相談件数の推移



女性相談件数は、令和4年度に年間600件を超えて以降、高い水準で推移しています。また、女性相談のうち、DVの相談件数は、令和元年度の211件から、令和6年度には288件と約1.4倍になっており、相談内容も多様化・複雑化しています。

資料：男女共同参画課調べ

基本目標	主要課題	分類	指標	策定時	目標値
I	1	継続	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合 （「意識調査」より）	69.3% （令和5年度）	75% （令和10年度）
	2	新規	分野別男女平等感【教育の場】で「平等になっている」の割合 （「意識調査」より）	61.5% （令和5年度）	70% （令和10年度）
	3	継続	性的マイノリティ（LGBTQ等）の言葉の認知度 （「意識調査」より）	51.3% （令和5年度）	70% （令和10年度）
II	4	継続	自治会長のうち、女性が占める割合 （地域づくり推進課調べ）	6.2% （令和7年度）	10% （令和12年度）
	5	継続	各種審議会等における女性委員の登用率 （男女共同参画課調べ）	31.0% （令和7年度）	42% （令和12年度）
		継続	市の女性管理職（課長級以上）の割合（※1）	14.9% （令和7年度）	25% （令和12年度）
	6	新規	父親の育児休業の取得状況 （「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」より）	19.0% （令和5年度）	30% （令和10年度）
		継続	保育園の待機児童数（※2）	9人 （令和7年度）	0人 （令和11年度）
7	新規	勤務先の女性の労働環境で「不平等はない」の割合 （「意識調査」より）	46.7% （令和5年度）	50%以上 （令和10年度）	
III	8	新規	女性消防団員の人数 （消防局総務課調べ）	21人 （令和7年度）	25人 （令和12年度）
	9	新規	幸福だと感じている高齢者の割合（※3）	43.0% （令和4年度）	43.1%以上 （令和12年度）
		新規	障害者の福祉施設利用者の一般就労への移行者数 （※3）	21人 （令和3年度）	40人 （令和12年度）
	10	新規	65歳からの健康寿命（※3）	男性：17.99年 女性：20.75年 （令和5年）	男性：17.99年以上 女性：20.75年以上 （令和12年）
	11	新規	「市の情報提供に対する満足度」のうち、『提供されている』と感じる女性の割合 （「市民意識調査」より）	82.4% （令和6年度）	85% （令和12年度）
		新規	生活（こころと体、家庭、法律、くらしなど）に関する様々な相談窓口があることの認知度（※4）	58.6% （令和4年度）	70% （令和10年度）
12	継続	DV相談先の認知度（「意識調査」より）	55.1% （令和5年度）	80% （令和10年度）	

補足：上記表において、「川越市男女共同参画に関する意識調査」を「意識調査」と記載しています。

- ※1 「第二次川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(前期計画)」の目標値
- ※2 「川越市こども計画」の目標値
- ※3 「第五次川越市総合計画」の目標値
- ※4 「第二次川越市自殺対策計画」の目標値

第七次川越市男女共同参画基本計画 ～ジェンダー平等推進プラン～【概要版】
令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

令和8年3月

発行：川越市市民部男女共同参画課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1
電話：049-224-8811（代表） FAX：049-224-6705